

愛媛県地域維持型契約方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）のうち、維持管理工事の包括契約を実施する場合における必要な手続を定めるものとする。

(入札方式)

第2条 この要領により発注する工事の入札方式は、事前に入札参加を希望する者を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）とする。

(対象工事)

第3条 この要領の対象は、次に掲げるものに係る維持管理工事の全部又は一部を包括契約により発注する県工事とする。

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 砂防
- (4) 海岸
- (5) 港湾

2 この要領により発注する工事は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）に規定する評価項目「年間維持工事等の契約実績」の評価対象工事であり、その旨を公告において明らかにするものとする。

(公募の公告等)

第4条 入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ（「入札情報（建設工事等）」及び入札執行部局等のホームページ。以下同じ。）により公告するものとする。

2 公募の公告は、別に定める標準公募公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 この要領による入札に参加する者（地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であることと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

(2) 県の建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。(工事種別及び参加業者の等級格付、規模等を明示すること。)

(3) 入札参加申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること(共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。)。また、事業協同組合(以下「組合」という。)が参加しようとする場合は、当該組合の組合員が他の共同企業体の構成員として入札に参加していないこと。

(5) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(6) 当該工事を施工する能力があると認められること。(過去の施工実績基準等を明示すること。)

(7) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者が適正であること。(必要な資格基準等を明示すること。)

(8) 次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

(9) 入札に参加する者又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(10) その他工事毎に必要と認める事項

(入札参加資格の決定)

第6条 前条に規定する資格は、設計金額5億円以上の工事については、愛媛県競争参加資格審査会の審査を経て知事が決定し、同5億円未満の工事については、次に定めるところによるものとする。

(1) 本庁発注工事

- ア 知事部局が発注するものにあつては、愛媛県競争参加資格審査会要綱（平成6年5月6日制定）第5の規
定に基づき審査を経て総務部長又は行政管理室長が決定
- イ その他の機関が発注する工事にあつては、当該工事を発注する機関において設置する検討委員会等の審査を経て機関の長が決定
- (2) 地方機関が発注工事にあつては、当該工事を発注する地方機関において設置する検討委員会等の審査を経て地方機関の長が決定
- (入札参加申請書等及び入札参加資格確認資料の提出)
- 第7条 公募型指名競争入札に参加する者の入札参加資格を
確認するため、参加希望者から入札参加申請書（様式第1号）
以下「参加申請書」といふ。又は地域維持型建設共
同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）以下
「審査申請書」といふ。と合せて、入札参加資格確認を
資料（様式第3号）以下「確認資料」といふ。の提出を
求めるとし、その旨を公告において明らかにするもの
とする。
- 2 参加申請書及び審査申請書並びに確認資料（以下「申請書等」といふ。）は、県ホームページにおいて示す様式に
従い作成し、参加希望者が提出するものとし、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。
- 3 公告において示す様式は、参加申請書については様式第1号、審査申請書については様式第2号、確認資料については様式第3号に準じて作成するものとする。
- (入札参加資格要件の確認及び入札参加者の選定)
- 第8条 入札執行者は、公募型指名競争入札の入札に参加し
ようとする者から提出された申請書等の内容（工事の実施
体制を除く。）を審査するとともに、工事の実施体制に関
して、入札執行者が指定した期間に確認資料が提出され
ているかどうかを確認し、第5条に規定する入札参加資格
を満たすかどうかの確認を行うものとする。
- 2 発注者は、前項において入札参加資格を有すると確認で
きた者のうちから、工事の実施体制を審査し入札参加者
を選定するものとする。
- 3 前項において選定する入札参加者の決定は、第6条各号
に定めるところによるものとする。
- 4 入札執行者は、前3項において入札参加者として選定し
た者に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算し
て10日（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例
第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」といふ。）
を含まない。）以内に指名通知を行うものとする。
- 5 入札執行者は、第1項から第3項までにおいて入札参加

者として選定しなかつた者（以下「非選定者」という。）
に対し、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して10日
（休日を含まない。）以内にその旨を通知するものとする。
（非選定者に対する理由の説明）

第9条 非選定者は、前条第5項の通知をした日の翌日から
起算して7日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に
対して選定されなかつた理由の説明を書面により求めるこ
とができるものとし、その旨を公告において明らかにする
ものとする。

2 非選定者が説明を求める場合は、書面を持参すること
により行うものとし、書面の提出先と併せて、公告におい
て明らかにするものとする。

3 入札執行者は、第1項の説明を求められたときは、苦情
を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日
（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書
面により回答するものとし、その旨を公告において明らか
にするものとする。

（入札説明書の配布）

第10条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載
し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、入
札執行機関において配布するものとする。

(1) 入札に係る説明事項

(2) 申請書等及び工事の実施体制

(3) 愛媛県建設工事入札者心得

(4) 契約の保証について

(5) 設計図書等貸与申請書（閲覧書を設けて閲覧に供する
場合）

(6) その他工事毎に必要と認めるもの

（入札保証金及び契約保証金）

第11条 入札保証金については、規則第135条及び第136条
の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付す
るものとする。ただし、規則第137条に該当するものにつ
いては免除することがある。

2 入札保証金の免除については、第8条第1項の規定に基
づく入札参加者の選定の際に、規則第137条に該当するか
否かを判断するものとする。

3 契約保証金については、規則第152条及び第153条の規
定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとし
る。ただし、規則第154条に該当するものについては免除
することがある。

（開札の執行）

第12条 入札に際し、入札参加者に工事費内訳書の提出を求
めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとし
る。

2 入札及び開札の日時、場所については、公告において明

らかにするものとする。なお、公告時において確定して
ない場合は、別途入札通知書（指名通知）において明らか
にするものとする。

（落札者の決定）

第13条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限
価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で

2 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札
参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を
行うものとする。（紙入札参加者に対する落札者決定の通
知については、紙入札参加者が落札者である場合は、口頭
又は文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外であ
る場合は、県ホームページに入札結果を公表することをも
って、落札者決定の通知に代えるものとする。）

3 入札執行者は、落札者の決定後、請負契約の締結までの
間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれか
を満たさなくなっただけの場合には、当該請負契約を締結しない
ことがある旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の無効）

第14条 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない
者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに愛媛県建設
工事入札者心得及び愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）
（以下「運用基準」という。）等入札に関する条件に違反
した入札は無効とする旨を公告において明らかにするもの
とする。

（入札の中止）

第15条 第7条第1項に規定する申請書等の提出がないとき
又は第8条第1項の入札参加者の選定の結果、入札参加者
として選定すべき者がいないときは、入札を中止するもの
とする。

（随意契約への移行）

第16条 第8条第1項において、入札参加資格を満たす者が
1者又は2者（共同企業体の場合は1共同企業体又は2共
同企業体）であるときは、当該1者又は2者から見積書を
徴取のうえ、随意契約を行うことができるものとする。

（その他）

第17条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要
領に定めるもののほか、運用基準によるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

2 愛媛県土木部地域維持型契約方式試行要領（平成28年2
月16日制定）は、廃止する。

3 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行
う工事について適用し、同日前に公募の公告を行った工事
については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行う工事について適用し、同日前に公募の公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行う工事について適用し、同日前に公募の公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

入札参加申請書

年 月 日

(契約担当者) 様
(知事又は地方局長)

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

年 月 日付けで公募公告のあった 工事に係る入札に参加したいので、次の書類を添えて申請します。

なお、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加資格確認資料(様式第3号)

- (1) 基本事項(資本関係及び人的関係に係る状況を含む。)(様式第3号)その1)
- (2) 工事の実施体制(様式第3号)その2)
- (3) 企業の施工能力について(様式第3号)その3)
- (4) 配置予定技術者について(様式第3号)その4)

注 申請書は1部提出のこと。

(様式第2号)

地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____共同企業体
共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名
共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名
共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする
_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において愛媛県の発注する_____工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度において愛媛県の発注する_____工事について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					
構成員					

2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

(様式第3号) その1

入札参加資格確認資料(基本事項)										
商号又は名称 _____										
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無 【 共通事項 ()又は ()関係】 [該当する に印を付すること。(以下同じ)]	民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。 いずれの申立てもなされていない。									
資本関係又は人的関係のある建設会社の有無 (入札説明書 ()に掲げる 又は に該当する建設会社又は役員の有無) 【 共通事項 ()又は ()関係】	あり 「あり」の場合は「資本関係及び人的関係に係る状況届」(様式第3号)その1-1を併せて提出すること。 なし									
事業協同組合への所属の有無 (入札説明書 ()に掲げる に該当する関係の有無) 【 共通事項 ()又は ()関係】	所属している (所属組合名: _____) 所属している場合は所属組合名(例: 建設業協同組合)を()に記載のこと。 所属していない									
本工事の業種に係る建設業の許可区分 【 共通事項 ()又は ()関係】	特定建設業 一般建設業									
本店等所在地 【 共通事項 ()又は ()関係】	本店等区分 本店 所在地									
本工事の業種に係る格付け等級 【 共通事項 ()又は ()関係】	<table border="1"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>A等級</td> <td>B等級</td> <td>C等級</td> <td>D等級</td> </tr> </table>	土木一式工事	A等級	B等級	C等級	D等級				
土木一式工事	A等級	B等級	C等級	D等級						
社会保険等の届出義務の履行状況 【 共通事項 ()又は ()関係】	<table border="1"> <tr> <td>健康保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし含む)</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし)</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>雇用保険</td> <td>加入又は適用除外(届出義務なし)</td> <td>未加入</td> </tr> </table>	健康保険	加入又は適用除外(届出義務なし含む)	未加入	厚生年金保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入	雇用保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入
健康保険	加入又は適用除外(届出義務なし含む)	未加入								
厚生年金保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入								
雇用保険	加入又は適用除外(届出義務なし)	未加入								
暴力団員等との関係状況 【 共通事項 ()関係】	愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である。(役員等がこれに該当する場合を含む。) 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。(役員等がこれに該当する場合を含む。) 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 上記のいずれにも該当しない。									
備考										

注 共同企業体の場合は各構成員ごとに作成のこと

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称 _____

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第 2 条第 4 号の親会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(2) 会社法第 2 条第 3 号の子会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(3) 会社法第 2 条第 4 号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	許可番号	役職

注 1 共同企業体の場合は各構成員ごとに作成のこと。

2 該当がない場合は、本様式（(様式第 3 号) その 1 - 1）の提出は必要ない。

3 「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人について記入すること。

契約担当者 様

住所：
会社名：
代表者氏名：

誓 約 書

下記の理由により、 年 月 日付で入札参加者の公募公告のありました「
工事」の競争入札に関し、当社は、 保険法第 条に規定する届出の義務を有する者
には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること
なっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関(年金事務所 課)に問い合わせを行い判
断しました。

(雇用保険)

役員みの法人であるため

その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関(ハローワーク 課)に問い合わせを行
い判断しました。

注 本様式((様式第3号)その1-2)については、入札説明書()に掲げるところに従い、社会保険等
の届出の義務を有しない者で、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資
料を提出することができない場合に提出すること。(該当ない場合は提出の必要はない。)

工事の実施体制

組合又は共同企業体名称： _____

1 求める施工体制

(例)

豪雨、地震等の異常気象後、発注者からパトロールの指示があった路線等について、原則として1時間以内に着手し、速やかに完了させ、報告する。

震度5弱以上の地震時には、直ちにパトロールを実施し、結果を速やかに監督員に報告する。

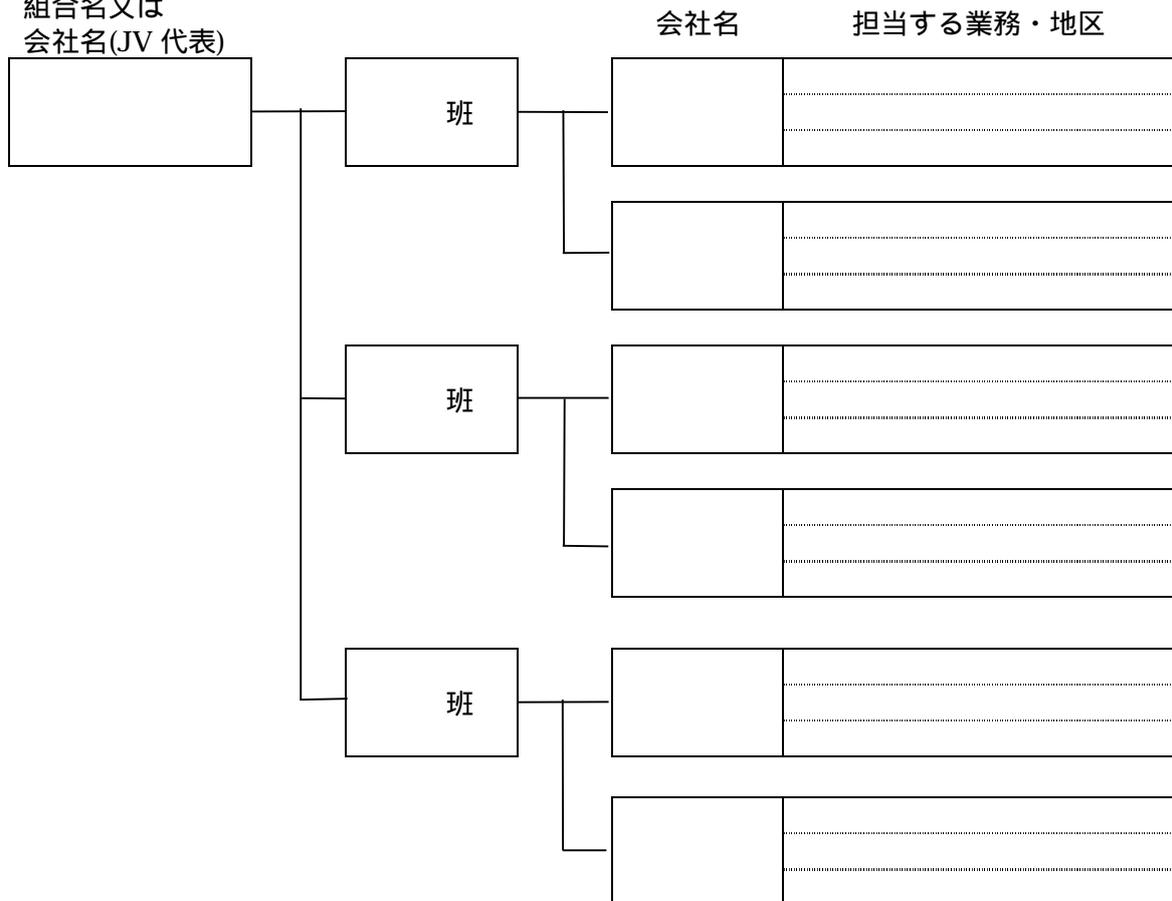
パトロールにより発見した崩土、崩壊、その他施設の損傷・異常等について、発注者から応急対策の指示があった箇所について、原則として1時間以内に現地に向け出発し、速やかに完了させ、報告する。

下請に付した場合は、元請として主体的な管理・監督を行う。

実施が可能なものについて、該当する _____ に印を付すること。

2 履行体制

組合名又は
会社名(JV代表)



- 1 現時点で計画する履行体制を記載すること。
- 2 欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 3 上記履行体制は想定される体系であり、これにより難しい場合は、任意の様式（業務や地区別の当番表等）にて体制を示すこと。

企業の施工能力について

工事名 :

商号又は名称 :

組合の場合は施工実績を有する組合又は組合員について作成のこと。

共同企業体の場合は { 代表者のみ
構成員ごとに } 作成のこと。

施工実績

工事施工者名	
工事名	
発注者名	
工事場所	
契約金額	
完成時期 (該当するに一箇所印を付すこと。)	過去 15 年以内 完成後 15 年超経過
受注形態等 (該当するに一箇所印を付すこと。)	単体 共同企業体 (代表者) (出資比率 %) 共同企業体 (代表者以外の構成員) (出資比率 %)
工事概要	愛媛県発注の維持管理工事 (異常気象時のパトロールを含むものに限る。)

- 注 1 共通事項 () 又は () に掲げる要件をすべて満たす施工実績について記載すること。
2 工事場所は、市町村名まで記載すること。
3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
4 受注形態等の () 内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。

